議第56号

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例の制定について京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長門川大作

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例京都市大宮交通公園条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「公園施設」の右に「(都市公園法第2条第 2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第11条を第12条とする。

第10条 (見出しを含む。) 中「京都市都市公園条例」を「都市公園条例」 に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「コミュニティルーム」を「第4条第1項又は第3項の規 定による許可を受けたもの、コミュニティルーム」に改め、同条を第8条と する。

第6条を第7条とし, 第5条を第6条とし, 第4条を第5条とし, 第3条 の次に次の1条を加える。

(行為の制限)

- 第4条 京都市都市公園条例(以下「都市公園条例」という。)第3条第1 項第1号に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者の許可を受けな ければならない。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を 行う場所又は公園施設、行為の内容その他別に定める事項を記載した申請 書を指定管理者に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による許可を受けたものは、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項又は前項の許可の申請があった行為が公衆の交通 公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許 可を与えることができる。
- 5 指定管理者は、第1項又は第3項の許可に交通公園の管理上必要な範囲 内で条件を付することができる。
- 6 第1項又は第3項の許可を受けたものは、都市公園条例第3条第1項又 は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。

別表中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同表1を次のように改める。

1 業として行う撮影及びコミュニティルーム

区分			単位	利	用	料	金
業として行う撮影	写真撮影		1回につき 1時間				3,800円
	映画撮影						7,800
コミュニティルーム	全	室	1室につき				3,000
	半	室	1 時間				1,500

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市大宮交通公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市大宮交通公園(以下「交通公園」とい

う。)の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項 に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は. この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交通公園におい て改正後の条例第4条第1項に規定する行為をしようとするもののうち. 施行日前に京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可 の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分 を受けていないものは、改正後の条例第4条第1項又は第3項の規定によ る許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 施行日以後に交通公園において改正後の条例第4条第1項に規定する行 為をしようとするもののうち、施行目前に京都市都市公園条例第3条第1 項又は第3項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第4条第1 項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において. 改正後の条例第8条第1項の規定は、適用しない。

提案理由

京都市大宮交通公園を利用するものが、業として写真又は映画を撮影する 場合における利用料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める 等の必要があるので提案する。